

第21回西和賀町議会定例会

令和4年9月16日（金）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、初日と同様でありますので、呼称は省略しますが、これを受理いたしました。

それでは、日程に従って議事を進めます。

日程第1から日程第9までの認定議案については、決算審査特別委員会を設置し審議に当たっていただいたわけですが、決算審査特別委員会委員長の高橋輝彦君より審査終了の旨の届出があります。よって、委員長より審査についての報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、高橋輝彦君。

6番 おはようございます。それでは、報告いたします。決算審査特別委員会委員長報告。

令和4年9月6日に決算審査特別委員会に付託された事件についての審査結果を会議規則第77条の規定により報告いたします。

付託された事件は、認定第1号 令和3年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和3年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和3年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和3年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決

算の認定について、認定第7号 令和3年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定について、認定第9号 令和3年度西和賀町水道事業会計決算の認定について、以上の9件であります。

審査結果につきましては、認定第1号から認定第9号まで全ての案件を原案のとおり認定すべきと決定いたしました。

以上、審査結果についてご報告申し上げましたが、決算審査特別委員会における審査の経過についてご報告を申し上げます。

ご承知のとおり、地方公共団体における決算とは、一会計年度における歳入歳出を管理し、当該年度の出納完結後、予算と実績とを対比して作成されたものであり、その決算の認定は地方自治法に規定された議会の権限の中でも極めて重要な議決事項の一つとして定められております。

また、決算は本町の重要な経営成績の表れでもあることから、議会が議決した予算が適切に執行されているかを確認し、その財政効果が本来の行政目的に適合しているか、住民の負担とその使途が適切かつ効率的に行われていたかなどに重点を置き、主要事業の成果の確認と併せて関係課長等の説明を求めながら、慎重に審査をしたところであります。

決算の審査に当たっては、監査委員からも各会計にわたって意見が述べられていることから、詳細については省略いたしますが、審査の経過について委員長としての所感も併せて述べさせていただきます。

総務課への質疑の中では、防災ハザードマッ

プを整備作成したことについて、全戸配布した
だけでとどまらず、危機感を持って町民に周知
する必要があるのではないかとこの質問に対し、
防災ハザードマップは今年度に入り5月に全戸
配布し、広報にしわが5月号に記事を掲載し、
活用方法を周知したが、6月に町内4地区での
説明会を開催するも参加者が少なかったため、
今後は出前講座や、自治防災組織等も含め地域
住民の方々の集まる機会を捉え、説明する機会
を設けていきたいとの答弁がありました。

ふるさと振興会の質疑の中では、まち・ひと
・しごと創生総合対策事業における地域商社設
立に関する課題、検討状況についての質問があ
りました。地域商社に見識のある専門家を講師
に、町にとっての地域商社機能について学習、
関係機関である観光協会や産業公社等にヒアリ
ングを行い、地域商社としての可能性について
講師を交え内部で状況把握を行った。地域商社
に求める営業や企画部門の強化による町の新た
な資源発掘、販路拡大を進めるには体制の在り
方が重要だと考えている。そのことを検討しな
がら、地域商社立ち上げに努力していきたいと
の答弁がありました。

観光商工課への質疑の中では、若年者ふるさ
と就職支援事業について、もう少し支援を手厚
くすることで、町内事業所の活力につながるの
ではないかとこの質問がありました。これについ
ては、令和4年度からは要綱を改正し、35歳ま
で年齢を引き上げ、交付金額も1.5倍に引き上
げており、外国国籍者にも支援できるようになり、
若年者の町内定住と事業所への定着に向け
支援していきたいとの答弁がありました。

町民課への質疑の中では、マイナンバーカー
ド交付状況についての質問がありました。交付
率は8月末で28%、県平均率は40.5%の状況で
あり、令和3年度の実績としては交付枚数は
543枚、交付率を上げるため、昨年10月からは
湯田庁舎も機器を整備して交付可能とし、沢内
庁舎では時間外交付を行うなど、窓口での受け

取りやすい環境整備に取り組んでおり、また町
の施策の一つとしておでかけバスのマイナンバ
ーカード提示による無料化といった事業も実施
されているとの答弁がありました。

税務課への質疑の中では、収納システム改修
業務を行い、コンビニ収納ができるようになった
が、今後の必要経費についての質問がありま
した。システム改修費は、今回のみであり、今
後かかる経費は収納代行業務委託料となる。ま
た、コンビニでの収納率については、今年度8
月31日現在で10%となっているとの答弁があ
りました。

農業振興課への質疑の中では、6次産業推進
事業の産業間連携組織設置計画策定事業におい
て、CAS冷凍による試験が行われたとの記載
があるが、何を意図として実施されたのかとの
質問がありました。この質問に対し、CAS冷
凍事業はワラビやそばについて、鮮度のいい状
態で供給するにはどのような保存方法が最適で
あるかということをはっきりとすることを目的として実
施した。今後、ワラビやそばの提供方法に関し
て検討する際、今回の試験結果を活用してい
きたいとの答弁がありました。

林業振興課の質疑の中では、全国的な問題に
なっている有害鳥獣被害対策事業の成果の捉え
方について質問がありました。この質問に対し、
事業の目的は農作物等への被害を最小限に食い
止めるとともに、人的被害を防ぐことである。
捕殺は、その目的を達成する上でほかに手段が
なく、危険性を除去するため、やむを得ない場
合の最終手段である。現在、電気柵設置に対す
る助成事業を行っているが、チラシ等の配布も
行い、町民の方々の認識が深まるよう取組を進
めていきたいとの答弁がありました。

学務課への質疑の中では、西和賀高校と協働
した地域人材育成事業における西和賀高校魅力
化ビジョンの策定についての質問がありました。
これまで西和賀高校の魅力化に向け、様々な事
業展開をしてきており、その検証を整理して、

次どうすべきかをまとめたものである。検証に当たっては、生徒、保護者の皆さんからアンケート調査や直接面談を実施しまとめたもので、一番の魅力であり満足度が高いのは個別にサポートする体制がしっかりしているということ。こうした学習支援体制、施策を今後もしっかりと講じていくとの答弁がありました。

生涯学習課への質疑の中では、銀河ホールのあり方検討会について質問がありました。銀河ホールあり方検討会は、令和2年度から運営、経営している方々を外務委員にお願いし、運営方針について検討している。今年度は、利用者側の住民の方々から施設の修繕費や、今後も演劇の町としての歴史を踏まえつつ、住民が楽しみ、町の活性化、地域づくりにつながる視点を持った活用策について意見交換を行っている。それぞれの検討結果と修繕計画も含めた銀河ホールの将来ビジョンを策定し、議会にも年内に説明するとの答弁がありました。

建設課への質疑の中では、道の駅錦秋湖移転検討調査についての質問がありました。現状認識と移転の必要について検討、調査したもので、移転必要との結果が出ており、その移転した道の駅の整備の考え方について報告書にまとめたものとなっている。道の駅は、県との一体型施設であることから、十分な県とのすり合わせが必要であるものと考えているとの答弁がありました。

最終日の総括質疑においては、町全体として、労働者の人材不足に対する町の支援、対応についての質問がありました。人材不足に関する労働環境の整備として、新規就労者への就職支援や住宅整備等を行ってきている。介護、農業等の分野においては、労働不足を補う手段として、各事業者においては海外からの労働者を受け入れるなどの対策が取られており、町としては支援できることについて勉強会を行うなど、事業者との連携を取りながら進めている。また、町で働いてもらうための環境づくりでは、学校で

の教育等における奨学金貸与や、賃金環境の向上などをしっかりと行っていく必要がある。町内の厳しい中でも頑張っている企業を支援し、その企業から牽引してもらえるよう、課題等を共有しながら対処していきたいとの答弁がありました。

次に、補助金交付についての町の考え方について質問がありました。補助金制度については、施策を進める上で非常に大切な手段であると考えている。事業を実施していく中で、個人、団体等に事業を実施してもらうためには重要である。空き家活用促進事業補助金返済未済に関する事案については、結果的にそうした補助金交付要綱において不備があったことから、今後はチェック体制を強化し取り組むとの答弁がありました。以上、決算審査においての主な質疑について報告いたしました。

最後に、本委員会の委員長としての所感を述べさせていただきます。3日間において各課に対し、各委員による慎重審議を重ねてまいりました。その中で、特に印象に残ったこととして3点述べさせていただきます。1点目は、答弁保留が多かったということであり、十数件の保留は、慎重審議を念頭に審査するものからすると脱力感に駆られてしまいます。保留せざるを得ない、やむを得ないものもあるかと思いますが、関係書類は幅広く準備され、答弁保留の減少に努めていただきたいと思います。

2点目は、各課にわたる共通課題として、人材不足、人材育成というワードが出てまいりました。町の人口が4,000人台目前となる今、町当局におかれては早期課題解決のために具体的な政策立案、積極的な取組を迅速に進めていただくよう望みます。

3点目は、町立西和賀さわうち病院事業会計について。監査委員より、「懸命の経営努力の結果、赤字額が前年度及び年度計画と比較して減少するなど、財務面の改善も見られたことから一定の評価をしたい」との審査意見をいただ

いております。経年の努力が実ってきたものと敬意を表するものであります。以上の3点であります。

長期間にわたり各会計の決算審査をしていただいた監査委員のご苦勞に敬意を申し上げますとともに、町当局におかれましては決算審査特別委員会の各委員、そして監査委員からの意見について真摯に受け止められ、今後とも住民福祉の向上に資するよう、そして無駄のない行政運営に努められますことを特に要望し、決算審査特別委員会委員長の報告といたします。

議長 委員長は委員長席にお座りください。決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

議長を除く議員11人で審査をしたわけですが、この際質疑がありましたらこれを許します。

なお、質疑は決算審査の経過と結果に対する疑義に限られますので、念のため申し添えます。

これより質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。委員長は自席にお戻りください。

それでは、順次日程に従いながら進めますが、討論と採決はそれぞれ認定議案ごとに行います。

日程第1、認定第1号 令和3年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第1号 令和3年度西和賀町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定す

ることに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定いたしました。

続いて、日程第2、認定第2号 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第2号 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第3、認定第3号 令和3年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第3号 令和3年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採

決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第4、認定第4号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第4号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第5、認定第5号 令和3年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第5号 令和3年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第6、認定第6号 令和3年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第6号 令和3年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第7、認定第7号 令和3年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、

討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第7号 令和3年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第8、認定第8号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第8号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定すること

に決定しました。

続いて、日程第9、認定第9号 令和3年度西和賀町水道事業会計決算の認定について討論に入ります。通告はありませんが、討論のある方はこれを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

認定第9号 令和3年度西和賀町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきとするものであります。

本決算に対する委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本決算については認定することに決定しました。

続いて、日程第10、議案第12号 圧雪車の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 おはようございます。ただいま上程になりました議案第12号 圧雪車の取得に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この取得契約につきましては、予定価格700万円以上の財産取得であることから、地方自治法第96条第1項第8号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

- 1、取得する財産、圧雪車。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、3,245万円。

4、契約の相手方、岩手県八幡平市平笠第24地割1番地40、双葉重車輛株式会社、代表取締役、木村敏彦。

参考までに、納期は令和4年12月15日、指名業者は町内外3者、入札は8月23日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第12号 圧雪車の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第11、請願・陳情第27号 沢入川河岸における浸食破壊箇所に対する護岸工事等の請願書を議題とします。

産業建設常任委員会委員長より委員会において審査中の事件について、西和賀町議会会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査申出があります。

お諮りいたします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、この請願は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

続いて、日程第12、請願・陳情第30号 樺沢川におけるコンクリート壁の浸食破壊箇所に対する護岸工事の請願書を議題とします。

産業建設常任委員会委員長より委員会において審査中の事件について、西和賀町議会会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査申出があります。

お諮りいたします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、この請願は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

続いて、日程第13、請願・陳情第31号 中村共同墓地へ接続する未舗装町道一部舗装工事についての請願書を議題とします。

産業建設常任委員会委員長より委員会において審査中の事件について、西和賀町議会会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続申出があります。

お諮りいたします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、この請願は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

続いて、日程第14、請願・陳情第32号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持と拡充、教育予算拡充の実現を求める請願を議題とします。

総務教民常任委員会委員長より審査終了の旨の報告がありました。委員長より審査結果についての報告を求めます。

総務教民常任委員長、刈田敏君。

1番 それでは、総務教民常任委員会の審査結果について報告いたします。

今議会において本委員会に付託された案件は、請願・陳情第32号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持と拡充、教育予算拡充の実現を求める請願の1件であります。

提出者は、岩手県教職員組合花北遠野支部支部長代行、稲垣寛孝氏、岩手県教職員組合花北遠野支部和賀支会支会長、多田啓氏、紹介議員は高橋輝彦議員の1名であります。

この請願について、9月7日の本会議終了後に湯田庁舎3階第3会議室において審査を行いました。

請願・陳情第32号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持と拡充、教育予算拡充の実現を求める請願の趣旨は、子供たちの豊かな学びの保障と教育環境を整えるため、関係機関に意見書を提出することを求めるものであります。

審査では、国際水準で見ても日本の教育予算は少ないと感じる。学級編制が35人まで引き下げられたが、最低でも30人にすることで子供たちに丁寧な対応ができ、教職員の労働環境も変わってくるなどの意見があり、委員会としての結論はこの請願の趣旨に賛同し、全員賛成で採択すべきとの結論に至りました。

以上、請願・陳情第32号について、総務教民常任委員会の委員長報告を終わります。

議長 総務教民常任委員会委員長の報告が終わりました。委員長は委員長席にお座りください。

委員長の報告に対しての質疑に入ります。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。委員長は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決を行います。

請願・陳情第32号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持と拡充、教育予算拡充の実現を求める請願、この請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、この請願は採択することに決定しました。

ここで議案配付のため暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

ここでお諮りいたします。高橋輝彦君、刈田敏君の両君から発議第1号が提出されましたので、お手元に配付しております。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、この発議1件を日程に追加し、追加日程第1、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持と拡充、教育予算拡充の実現を求める意見書を議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、発議第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持と拡充、教育予算拡充の実現を求める意見書を議題とします。

提案者として、高橋輝彦君、刈田敏君の両君から提出されております本案について趣旨説明を求めます。

高橋輝彦君。

6番 発議第1号、令和4年9月16日、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。提案者、西和賀町議会議員、高橋輝彦、賛成者、西和賀町議会議員、

刈田敏。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持と拡充、教育予算拡充の実現を求める意見書。

上記の提案を別紙のとおり西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

趣旨は、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持と拡充、教育予算拡充の実現を求める意見書を地方自治法第99条の規定により、関係省庁に提出しようとするものである。

意見書を読み上げ、提案とさせていただきます。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持と拡充、教育予算拡充の実現を求める意見書。

岩手県内では、教職員定数内に講師が配置されていることも多く、育休者・病休者など代替措置などで配置されるべき講師が未充足になっている状況があります。多くの職場では、慢性的な教員不足が学校運営に支障を来しているとの声が上がっています。

また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、複雑な家庭環境など問題が多様化・細分化し、より細やかな指導が必要とされていますが、これらの問題に対応するために十分な人員は配置されておりません。新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務も教職員の多忙の一因となっており、長時間労働の是正は進んでいません。

20年度末に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が35人に引き下げられたことは、教育現場が長らく求めてきた制度の実現であり、これまで各自治体が意見書提出を継続して取り組んできた成果だと言えます。

しかし、定数増への対応は加配定数からの振替であり、実質的な定数増にはなっていません。日本の1学級当たりの人数は、OECD諸国に比べてまだまだ多く、一人一人の子供に丁寧な対応を行うためにはOECD諸国並みに1クラ

スの学級規模を引き下げる必要があります。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革により、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。地方交付税全体が削減される中、各自治体では厳しい財政状況にもかかわらず、独自予算で臨時・非常勤職員など加配処置を進め、対応をしています。

しかし、自治体の財政規模によって教育格差が生じることは大きな問題です。子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であることから、全ての地域において必要な教職員を確保するための財源保障として、国の負担割合を2分の1に復元することは不可欠です。

また、学校施設の老朽化への対応、通学路の安全確保など、教育環境の整備に関する教育予算全体の拡充も求められています。子供たちの豊かな学びの保障と教育環境を整えるため、2023年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望します。

1 子供たちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国の負担割合を2分の1に復元すること。

3 地方交付税を含む国の教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和4年9月16日、岩手県西和賀町議会。

意見書の提出は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣。

以上であります。ご審議の上、ご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 趣旨説明が終わりました。提案者は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

発議第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持と拡充、教育予算拡充の実現を求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本議会として意見書を関係機関に提出することになります。その提出先につきましては提案者の提案のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、そのように取り計らいをします。

続いて、日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お手元に配付しております議員派遣の件について、事務局長に説明させます。

事務局長 それでは、議員派遣の件につきまして私からご説明いたします。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

件名は、令和4年度西和賀町議会行政視察研修。

目的は、西和賀町の抱えている課題の解決と議員の資質向上、議会の活性化を図るため、先

進地の調査研修を実施し、町政の発展に寄与することを目的とする。

派遣場所は、長野県上高井郡小布施町及び長野県上伊那郡飯島町。

派遣概要は、小布施町、6次産業センターと農工商連携、飯島町、町の営農センターと地区営農組合。

派遣期間は、令和4年10月24日から26日まで。

派遣議員は12名。

以上であります。

議長 お諮りいたします。

ただいま事務局長が説明したとおり議員派遣をすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、事務局長が説明したとおり議員派遣をすることに決定しました。

お諮りいたします。ただいま議員派遣の件は議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。

これをもって第21回西和賀町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午前10時47分 閉 会